

◇ いじめ防止対策基本方針（概要）◇ ～みんなが楽しい北押原小～

◇北押原小学校としての基本姿勢

- ・ いじめ防止は、全教職員の問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。
- ・ 理由を問わず「いじめは絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」ということを強く認識する。
- ・ 「いじめは、成長過程にある児童が集団生活を送る以上、どの子にも、どの学校においても起こり得る。」「いじめに全く無関係に学校生活を送れる児童はいない。」という認識を強くもつ。
- ・ いじめの認知は、目が行き届いている証だととらえ、積極的に認知し早期対応に努める。
- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気のある学校づくりに、学校組織をあげて取り組む。
- ・ 学校は、日頃からわかりやすい授業を行うとともに、自尊感情を高める児童指導を行う。
- ・ 学校は、深く児童を理解し、児童が楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

◇いじめ防止対策委員会について

- ・ 校長以下、主な教職員で構成し、計画的に開催する。必要に応じて専門家も加える。
- ・ いじめが認知された際は、教育委員会等関係機関とも連携してその対応に当たる。

◇未然に防ぐための取組について

- ・ 全ての児童の人権を等しく尊重する。
- ・ 教職員は、常日頃から人権教育における基底的な指導を行う。
- ・ 児童には、児童相互の個性を認め合い、尊重し合う関係が構築できるよう指導・支援する。

（主な場面）学級集団づくり、道徳教育（道徳の時間）、体験活動、異年齢集団活動、教育相談、
人権教育、特別支援教育、保護者・地域との連携、情報モラル教育、教職員研修等

◇早期発見に向けた取組について

- ・ 学校は、いじめの早期発見に様々な手段を講じ、最大限の注意を払う。（窓口は担任や養護教諭）
- （主な方法）日常の観察・対話・相談、全職員で全児童を育てるための情報共有、各種アンケート
教育相談の充実、スクールカウンセラーとの連携、家庭との相互連絡 等

◇「いじめ」が発生した場合の対応と再発防止について

- （主な流れ）①いじめ防止対策委員会による調査 ②保護者への連絡 ③教育委員会への報告
④いじめを受けた児童、保護者への支援
⑤いじめを行った児童への指導と保護者への助言
⑥いじめがあった集団への指導・支援 ⑦継続的な支援と指導

※「ネットいじめ」の場合…警察への通報と掲示板等管理者への書き込み等の削除依頼をする。

※犯罪行為に該当するような場合…警察署と連携する。